



# 鳥取県公報

平成12年4月7日(金)  
第7169号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）..... 1
	結核予防法による医療機関の指定の辞退（ ）..... 2
	特定計量器の定期検査の実施（経済通商課）..... 2
	土地改良区の合併の認可（耕地課）..... 2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）..... 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定（会計課）..... 3
	収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止（ ）..... 4
	鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正（ ）..... 4
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）..... 5

## 告 示

### 鳥取県告示第243号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）第26条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年4月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690	平成12年3月1日
ひまわり歯科医院	倉吉市井手畑69-3	平成12年2月3日
とみます外科クリニック	米子市富益町米川東8	平成12年2月10日
ひまわり薬局鹿野店	気高郡鹿野町大字今市1900-8	平成12年1月4日
有限会社マキタ薬局	倉吉市上井町302-5	平成12年1月13日
春日調剤薬局	米子市上新印256-20	平成12年1月14日
三徳薬局	東伯郡三朝町大字山田677-4	平成12年1月18日
ホシ薬局新町店	倉吉市新町三丁目2289	平成12年1月28日
増谷薬局蓮池店	境港市蓮池町102	平成12年2月10日
増谷薬局元町店	境港市元町1797	〃
薬局いわがき	米子市角盤町一丁目42	平成12年3月1日
アイ調剤薬局北条店	東伯郡北条町国坂720-3	〃

**鳥取県告示第244号**

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定に基づき、指定医療機関が指定を辞退したので、結核予防法施行規則（昭和26年厚生省令第26号）第26条の規定により、次のとおり告示する。

平成12年4月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	辞退年月日
国立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田690	平成12年2月29日
いけだ整形外科クリニック	米子市安倍126-1	平成12年3月3日
有限会社増谷慶一郎薬局	米子市明治町131	平成12年2月10日
薬局いわがき	米子市角盤町一丁目42	平成12年2月29日

**鳥取県告示第245号**

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年4月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

## 1 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に掲げる特定計量器

実施区域	実 施 期 間	実 施 場 所
東伯郡	平成12年5月8日から平成13年3月30日まで	当該特定計量器の所在の場所

## 2 1の特定計量器以外の特定計量器

実施区域	実 施 期 日	実 施 時 間	実 施 場 所
東伯郡 泊 村	平成12年5月8日	午後1時から午後3時まで	東伯郡泊村大字泊534-1 泊村役場
東伯郡 羽合町	平成12年5月9日	〃	東伯郡羽合町大字赤池60 鳥取中央農業協同組合羽合町支所選果場
東伯郡 東郷町	平成12年5月10日	〃	東伯郡東郷町大字龍島500 東郷町役場
東伯郡 三朝町	平成12年5月11日	〃	東伯郡三朝町大字大瀬999-2 三朝町総合文化ホール
東伯郡 関金町	平成12年5月12日	〃	東伯郡関金町大字大鳥居191-1 関金町総合文化センター
東伯郡	平成12年5月25日	〃	倉吉市山根529-2 鳥取県立倉吉体育文化会館
〃	平成12年6月1日 から同月30日まで	午前9時から午後4時まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県商工労働部経済通商課計量係

**鳥取県告示第246号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第72条第2項の規定に基づき、大山土地改良区と大山北部土地改良区との合併を平成12年3月31日認可したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成12年4月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 合併後存続及び定款を変更する土地改良区  
大山土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区  
大山北部土地改良区

**鳥取県告示第247号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき鹿野町から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成12年4月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称  
鹿野都市計画下水道 鹿野町公共下水道
- 2 縦覧場所  
鳥取県土木部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

**鳥取県告示第248号**

鳥取県収入証紙条例（昭和39年3月鳥取県条例第9号）第5条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成12年4月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定年月日	指定番号	住 所	名 称	売りさばき場所
平成12年4月1日	614	鳥取市若葉台南七丁目5-1	株式会社新産業創造センター	鳥取市若葉台南七丁目5-1
〃	615	岩美郡岩美町大字浦富645-6	財団法人鳥取県交通安全協会 岩美地区協会	岩美郡岩美町大字浦富645-6
〃	616	鳥取市青葉町三丁目127	財団法人鳥取県交通安全協会 鳥取地区協会	鳥取市青葉町三丁目127
〃	617	八頭郡郡家町大字郡家120-2	財団法人鳥取県交通安全協会 郡家地区協会	八頭郡郡家町大字郡家120-2
〃	618	八頭郡智頭町大字智頭21-3	財団法人鳥取県交通安全協会 智頭地区協会	八頭郡智頭町大字智頭21-3
〃	619	気高郡気高町北浜二丁目158	財団法人鳥取県交通安全協会 浜村地区協会	気高郡気高町北浜二丁目158
〃	620	倉吉市清谷一丁目10	財団法人鳥取県交通安全協会 倉吉地区協会	倉吉市清谷一丁目10
〃	621	東伯郡東伯町大字八橋645	財団法人鳥取県交通安全協会 八橋地区協会	東伯郡東伯町大字八橋645
〃	622	米子市柁町一丁目151	財団法人鳥取県交通安全協会 米子地区協会	米子市柁町一丁目151

〃	6 2 3	境港市上道町1891-3	財団法人鳥取県交通安全協会 境港地区協会	境港市上道町1891-3
〃	6 2 4	日野郡溝口町大字溝口748-1	財団法人鳥取県交通安全協会 溝口地区協会	日野郡溝口町大字溝口748-1
〃	6 2 5	日野郡日野町大字下管242-1	財団法人鳥取県交通安全協会 黒坂地区協会	日野郡日野町大字下管242-1

**鳥取県告示第249号**

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成12年4月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

廃止年月日	住 所	名 称
平成12年3月31日	鳥取市青葉町三丁目127	鳥取交通安全協会会長
〃	鳥取市西町二丁目102	社団法人鳥取県建築士事務所協会
〃	米子市糺町一丁目151	米子地区交通安全協会
〃	倉吉市清谷町一丁目10	倉吉地区交通安全協会
〃	境港市上道町1891-3	境港交通安全協会会長
〃	岩美郡岩美町大字浦富645-6	岩美交通安全協会会長
〃	八頭郡郡家町大字郡家120-2	郡家交通安全協会会長
〃	八頭郡智頭町大字智頭21-3	智頭交通安全協会会長
〃	気高郡気高町北浜二丁目158	浜村交通安全協会会長
〃	東伯郡東伯町大字八橋645	八橋交通安全協会会長
〃	日野郡日野町下管242-1	黒坂交通安全協会会長
〃	日野郡溝口町溝口748-1	溝口地区交通安全協会

**鳥取県告示第250号**

昭和50年鳥取県告示第527号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成12年5月15日から施行する。

平成12年4月7日

鳥取県知事 片 山 善 博

第1号の表中

東伯支店	東伯郡東伯町大字徳万
八橋出張所	東伯郡東伯町大字八橋

を

東伯支店	東伯郡東伯町大字徳万
------	------------

に、

「

上後藤支店	米子市上後藤八丁目
-------	-----------

を

上後藤支店	米子市上後藤八丁目
中山出張所	西伯郡中山町大字田中

に、

境本町支
------

」

店

境港市本町
-------

を、

境東支店	境港市上道町
------	--------

に、

境南出張所	境港
境大橋出張所	境港

市竹内町
市上道町

を

境南出張所

境港市竹内町

に改める。

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年4月7日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

## 1 講習の種別及び受講対象者

## (1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。

## (2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習	平成12年5月23日 午前10時00分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁本庁舎地階第1会議室	鳥取県内の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成12年5月10日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉、八橋の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間30分

イ 経験者講習 3時間

## (2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を1時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

ア 初心者講習 6,800円

イ 経験者講習 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

7 携行品

筆記用具及び印鑑